

## 全国一斉「子どもの人権110番」強化週間の実施内容

法務省の人権擁護機関（法務局・人権擁護委員）は、子どもたちの人権を守るための各種相談活動を行っており、その活動の一つとして、専用相談電話「子どもの人権110番」を設置しています。

「子どもの人権110番」は、全国50か所の法務局に常設されていますが、相談活動の強化を目的として、下記のとおり、「全国一斉『子どもの人権110番』強化週間」を実施します。

強化週間中は、平日の相談受付時間を午後7時まで延長（通常は午後5時15分まで）するとともに、土曜日・日曜日にも電話相談に応じます。

### 記

1. 実施期間 令和4年8月26日(金)から9月1日(木)までの7日間
  2. 相談受付時間 (1)強化週間中の平日は、午前8時30分から午後7時まで  
(2)強化週間中の土曜日及び日曜日は、午前10時から午後5時まで
  3. 電話番号 **全国共通フリーダイヤル（通話無料）0120-007-110**  
(※一部のIP電話からは接続できません。)
  4. 相談員 法務局職員及び人権擁護委員
  5. 相談内容 (例)・学校で「いじめ」や「体罰」を受けた、見かけた。  
・「いじめ」等が原因で不登校になった。  
・家庭や施設等で「暴行」や「虐待」を受けた、見かけた。  
・「インターネット上のトラブル」に巻き込まれた。
- ※ 虐待事案については、学校、児童相談所などの関係機関と連携しながら被害者の速やかな保護に努め、人権侵害の疑いのある相談については、人権侵犯事件として調査を開始します。（救済事例は別添1のとおり）
6. 「子どもの人権110番」の利用件数と相談内訳（別添2のとおり）

なお、インターネットによる人権相談(SOS-eメール)も常時受け付けています。  
(パソコン・スマートフォン・携帯電話共通) <https://www.jinken.go.jp/kodomo>



※ SNS(LINE)による人権相談については、強化週間中の相談受付の平日における時間延長・土日の対応は行っていません。